

令和7年度島根県の就農PR動画等の制作業務委託仕様書

1. 目的

本県の農業において、人口減少や高齢化により担い手不足が続いており、県内はもとより、県外の新規就農希望者の確保が必要である。

一方で、農業の担い手確保に向け、全国的に対面活動が活発になっており、就農希望者を他産地と競合している状況下にある。

については、県内での自営就農や暮らしのイメージが伝わる動画等を制作し、情報発信や就農相談活動等で広く活用することで、就農希望者が島根県への移住や就農の関心を高め、本県農業の担い手確保を推進することを目的とする。

2. 委託業務名

島根県の就農PR動画等の制作業務

3. 委託期間

契約締結日～令和8年3月13日

4. 委託料上限

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. コンセプト

県内の移住による自営就農者をモデルに、農作業や暮らしの様子はもちろんのこと、移住や就農までに関わった人々とのつながりなど、地域コミュニティの重要性や温かさも伝わるような、島根県での自営就農の魅力を発信できるもの。また、動画を見た視聴者が島根県での自営就農に関心を持つ内容と構成であること。

6. 委託業務の内容

(1) 制作動画に盛り込む内容 ※ただし、提案内容や今後の状況等により変更する可能性はある

- ①視聴者が地域の風景や農業の様子が分かる映像
- ②自営就農者のインタビュー
- ③地域住民や農業関係者と自営就農者との交流の様子
- ④地域住民や関係者のコメント
- ⑤その他（本業務の目的及びコンセプトを踏まえた有効な内容）

(2) 企画・構成

- ・企画提案協議における提案内容をもとに、委託者と協議の上、内容を決定する。

(3) 撮影

- ・企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。
- ・撮影許可等に関する手続きは受託者が行うこと。ただし、撮影する地域及び出演者、協力者については、委託者と協議の上決定すること。
- ・撮影や編集に係る一切の費用（使用料、交通費、撮影許可に要する費用等）は全て委託料に含むも

のとする。

- ・肖像権や著作権について必要な手続きを行うこと。(撮影、編集はもとより納品後の加工、放映 (YoutubeやSNS等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出を含む) にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む)
- ・第三者の肖像権および著作権を侵害しないこと。

(4) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。

(5) 制作本数及び再生時間

- ① 1つの地域・自営就農者ごとに1本(2～3分程度)制作し、最低5本制作すること。
- ② 上記①を編集した動画(30秒程度)

(6) 成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、委託者の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足・修正を行うものとする。

(7) 制作動画の活用方法の提案

県の来年度以降の就農者確保の取組戦略(就農相談件数、移住・就農者の増加)について、上記(1)～(4)の制作動画を活用した具体的な提案及び活用イメージを提示すること。

7. 成果品

- (1) 制作動画および動画毎のサムネイルをDVDにより各5枚ずつ成果品として納品すること(ジャケット・レーベル印刷、1枚ごとにツールケースに収納)。
- (2) Youtubeにアップロード可能なデータ形式(mp4等)画像・音声鮮明に視聴できるものであること。
- (3) その他、成果品作成の過程で制作された付属物および就農相談増加に向けた提案資料一式

8. 納品

- (1) 制作動画は上記7のとおり納入するものとし、完成次第速やかに納入すること
- (2) 全ての制作動画の納入期日は3の委託期日とする。

9. 著作権等

業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利は、県に帰属するものとする。

10. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツは、下記の媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- ・ 県又は県が指定する者が作成・運営するWebサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- ・ その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

11. その他

- (1) 関係法令に従い、適正に業務を遂行すること。
- (2) 本事業の全部または主たる部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただ

し、本事業の一部についてあらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、再委託した業務に伴う第三者の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。

- (3) 事業実施にあたっては、個人情報の取り扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図る。
- (4) 契約締結後、速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得て業務を開始すること。また業務の実施にあたっては、委託者と充分協議した上で行い、可能な限り委託者の意向を反映させること。
- (5) 受託者は、業務遂行にあたり、委託者と定期的な打ち合わせを行うとともに、委託者から進捗状況の報告を求められた場合には速やかに対応すること。
- (6) この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、委託者と受託者双方で協議のうえ決定する。
- (7) 契約に要する経費は受託者の負担とすること。
- (8) 契約締結後の委託者との打ち合わせや進捗状況の報告等に係る経費も、この委託料に含むものとする。

12. 納入場所

島根県農林水産部農業経営課

13. 完了報告

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を県へ提出すること。